

## 変更許可申請時に必要な書類

届出書	通数	備考
特定自動運行変更許可申請書	1	規則別記様式第5の10に規定する書類
特定自動運行用自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面	1	道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう
住民票の写し	1	許可を受けようとする者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合
旅券等の写し	1	許可を受けようとする者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合
登記事項証明書	1	許可を受けようとする者が法人である場合
役員の住民票の写し	1	許可を受けようとする者が法人である場合（当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない場合にあつては旅券等の写し）
特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書面	1	
法第75条の12第2項第2号ニ(5)に規定する設備の状況を明らかにした図面又は写真		法第75条の21、第75条22及び第75条の23第1項から第3項までの規程による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順が明らかとなるもの
法第75条の13第1項第5号の基準に適合することを明らかにする書類	1	特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであって、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められることが明らかとなるもの